

令和6年度
「北九州市子どもを虐待から守る条例」
に基づく年次報告書

令和7年9月
北九州市

目 次

はじめに	1
1 児童虐待相談・通告等の状況(第4条～第8条・第16条関係)	2
(1)子ども総合センターの児童虐待相談・通告等	2
(2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数	4
2 北九州市の体制(第4条・第10条・第11条関係)	5
(1)人材の確保及び拡充(第4条第3項、第10条、第11条)	5
(2)専門的な職員の育成(第4条第3項、第10条、第11条)	7
3 市の責務(第4条関係)	8
(1)子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援(第4条第1項)	8
(2)虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援(第4条第4項)	10
(3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営(第4条第5項)	11
(4)児童虐待防止等のための事例の分析、調査研究、検証の実施(第4条第6項)	13
(5)精神保健に関する相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第7項)	13
(6)学校における組織的対応が可能となる体制の整備(第4条第8項)	14
(7)相談窓口の充実(第4条第9項)	14
(8)広報及び啓発活動の実施(第4条第9項)	16
4 市民・保護者・関係機関等・事業者の責務(第5条～第8条関係)	18
(1)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告・安全の確認等の協力 (第5条第2項、第3項、第6条第2項、第7条第2項、第8条)	18
(2)保護者の子どもの養育に際しての人権の尊重、子どもの心身の成長及び発達の促進 (第6条第1項)	18

(3)関係機関等による措置解除後の子どもの支援及び見守り等(第7条第3項、第4項)	18
(4)学校等による子どもの教育支援(第7条第5項)	19
(5)事業者における虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告(第8条)	19
5 情報の共有(第9条関係)	20
(1)通告受理機関における情報共有(第9条第1項)	20
(2)市から転出先地方公共団体への情報伝達(第9条第2項)	20
(3)市と警察の情報共有(第9条第3項)	20
6 虐待の未然防止(第12条・第13条関係)	21
(1)市民、関係機関等及び事業者と連携した虐待の未然防止の取組(第12条第1項、第3項)	21
(2)幼稚園、保育所等関係機関に対する、専門的知識及び技術の提供等の支援(第12条第2項)	24
(3)乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用(第13条第1項)	25
(4)乳幼児健診等の未受診等子どもの情報把握及び安全確認(第13条第2項)	25
7 児童虐待防止推進月間(第14条関係)	26
8 早期発見及び早期対応(第15条・第16条)	27
(1)市民、関係機関等及び事業者との連携(第15条)	27
(2)通告に係る対応	28
9 虐待を受けた子ども等に対する支援(第17条・第18条関係)	30
10 北九州市子どもを虐待から守る条例	31
参考 北九州市子ども基本条例	35